

あなたの思いを表現してください

人権尊重作品募集中

古賀市人権尊重推進委員会では、12月の人権尊重週間の取組に向け、人権尊重をテーマにした作文、標語、ポスター・絵画、絵手紙等の作品を募集しています。

締め切り 令和3年9月15日(水)

募集要項

作文 400字詰め原稿用紙3枚以内

標語 五・七・五の俳句形式にこだわらず原稿用紙に記入

ポスター・絵画 紙の大きさ・画材は自由

「人権尊重週間」の語句を記入する場合は、
期間「12月4日～10日」を必ず併記すること

絵手紙 はがきサイズの用紙を使用



※ 作品の裏面には、必ず、作者の氏名・住所・電話番号を記載してください。

○対象 市内在住及び市内に通勤・通学している人

○申込方法 作品を人権センターに送付するか、持参し申し込み

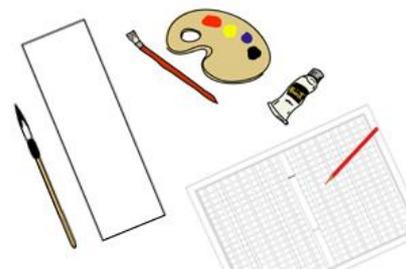
○問い合わせ

〒811-3192 古賀市駅東1-1-1

古賀市役所人権センターWith(ウィズ)

電話 (092) 942-1128 FAX (092) 942-1286

Eメール jinke@city.koga.fukuoka.jp



古賀市では、市民一人ひとりの人権が尊重される「いのち輝くまちづくり」を実現していくため、2013(平成25)年に「古賀市人権施策基本指針」の見直しを行いました。

この指針の中で、以下の項目を個別の人権問題として掲げ、すべての部署で人権行政に取り組んでいるところです。

- ① 同和問題
- ② 女性の人権問題
- ③ 子どもの人権問題
- ④ 高齢者の人権問題
- ⑤ 障がい者の人権問題
- ⑥ 外国人の人権問題
- ⑦ HIV感染者などに関する人権問題
- ⑧ インターネットによる人権問題
- ⑨ 東日本大震災が提起した人権問題
- ⑩ 様々な人権問題



(法務省が掲げる「啓発活動年間強調事項」含む)

法務省では、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けた啓発活動を展開するため、17項目の強調事項を定めています。

〔2021(令和3)年度 法務省啓発活動年間強調事項〕

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 女性の人権を守ろう | (10) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう |
| (2) 子どもの人権を守ろう | (11) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう |
| (3) 高齢者の人権を守ろう | (12) インターネットによる人権侵害をなくそう |
| (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう | (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう |
| (5) 部落差別(同和問題)を解消しよう | (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう |
| (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう | (15) 性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別をなくそう |
| (7) 外国人の人権を尊重しよう | (16) 人身取引をなくそう |
| (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう | (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう |
| (9) ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう | |